

現状の水害リスク情報や取組状況の共有

①安全な避難行動のための取組

別紙-1

項目	気象台	岩手県	宮古市	大船渡市	久慈市	陸前高田市	釜石市	住田町	大槌町	山田町	岩泉町	田野畑村	普代村	野田村	洋野町	課題
避難場所・避難経路	-	・洪水浸水想定区域図を作成するなど、市町村が作成するハザードマップの作成支援を行っている。	・宮古市総合防災ハザードマップや川井地区土砂災害ハザードマップを、それぞれ各地区の全戸に配布し、市のホームページにも掲載している。 ・また、平成28年台風第10号による被害を踏まえ、平成29年度にハザードマップを刷新し、全戸配布を行う予定である。	・避難所を指定し、広報、ホームページ等により周知を図っている。 ・今後、洪水ハザードマップを作成し、住民への周知徹底を図る。	・洪水ハザードマップを全世帯に配布し、市のホームページにも掲載している。 ・避難場所の見直しの都度、一覧表を全世帯に配布している。	・土砂災害ハザードマップを全世帯に配布し、市のホームページにも掲載している。	・洪水、土砂災害ハザードマップを対象地域ごとの全世帯に配布し、市のホームページにも掲載している。	・防災マップを全世帯に配付し、町のホームページにも掲載している。	・大槌町防災マップを全戸配布し、町ホームページにも掲載している。	・各河川の浸水想定区域図を作成している。 ・土砂災害警戒区域指定概要図を作成し、ホームページに掲載している。	・津波浸水、土砂災害に係る防災マップを全世帯に配布し、町ホームページにも掲載している。 ・台風第10号災害を踏まえて、今後、見直しを予定している。	・津波ハザードマップ、防災ガイドブック、避難場所の一覧表を全世帯に配布するとともに、村のホームページにも掲載し周知と日頃からの備えを啓発している。	・防災マップを全戸配布し、周知を図っている。	・津波・土砂災害(浸水含む)マップを全世帯に配布し、村のホームページにも掲載している。	・水害も含めたハザードマップの作成を予定している。	【課題2】 ・大規模な洪水に対応した避難場所や避難経路の見直しが必要である。また、避難場所や避難経路について、住民への周知が十分でないおそれがある。 ・住民が的確かつ迅速に避難できるように誘導標識の整備が必要である。  【課題3】 ・東日本大震災津波の地盤沈下や土地利用等を踏まえて、洪水浸水想定区域の見直しを図る必要がある。 ・水防法の改正を踏まえて、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域の指定を進める必要がある。
避難誘導体制	-	-	・消防団、自主防災組織・自治会等が協力して、地域の避難誘導を行っている。	・避難勧告等の発令時は、消防団が自主防災組織等と協力して、各世帯等に避難等呼びかけている。	・消防団や自主防災組織と協力して避難誘導を行っている。	・消防団が各分団区域の避難誘導を行っている。	・消防団、自主防災組織、福祉関係者等が協力して、避難行動要支援者の避難誘導が迅速に行われるよう特に配慮している。	・消防団、自主防災組織、福祉関係者等が協力して、避難行動要支援者の避難誘導が迅速に行われるよう特に配慮している。	・消防団、交通誘導隊、自主防災組織等の協力を得て、住民を安全かつ迅速に避難場所に誘導しており、避難行動要支援者の避難を優先している。	・消防団が自主防災組織・自治会等と協力して、各分団管轄区域の避難誘導を行っている。	・消防団による誘導など各々の避難行動に任せている。	・消防団が自主防災組織・自治会等と協力して、各分団管轄区域の避難誘導を行っている。 ・消防団、自主防災組織、自治会が協力して、避難行動要支援者の避難誘導が行われるよう個別支援計画を作成しているところである。	・村職員、消防団、自主防災組織等と連携し、避難誘導にあたっている。	・消防団が各分団区域の誘導を行っている。 ・消防団、自主防災組織、民生委員などと連携し、要配慮者の避難誘導等支援する体制を構築している。	・避難は出来るだけ事業所、学校又は自主防災組織を中心とした一定の地域、事業所単位の状況に、安全かつ適切な避難方法により行うこととしている。	【課題2】 ・住民が的確かつ迅速に避難できるように誘導標識の整備が必要である。  【課題4】 ・避難誘導にあたる消防団員の確保が難しい。
避難勧告等の発令基準	・市町村の避難勧告等の発令に資するため、各市町村とホットラインを構築して助言等を行っている。	・水位周知河川において県と市町村でホットラインを構築しており、水位が避難判断水位を超過するおそれがある場合に、河川管理者から市町村に電話連絡している。 ・岩手県風水害対策支援チームを設置し、市町村の避難勧告等発令を支援している。	・平成28年台風第10号による被害を踏まえ、避難勧告等の発令基準及び災害時行動計画を策定し、平成29年8月から試行中である。 ・広報紙に「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示(緊急)」の用語の意味や洪水、土砂災害の際にとるべき行動を掲載するなどの啓発を行っている。	・水位周知河川における定点監視や降雨量、土砂災害警戒情報の発表などにより、避難勧告等を発令するほか、台風などの接近に伴い、早めの避難準備・高齢者等避難開始の発令を行っている。	・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。	・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。	・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。	・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。	・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。	・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。	・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。 ・また、避難勧告等の基準は、台風第10号災害の教訓も踏まえ一部改訂している。	・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。	・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。	・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。	・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。	【課題5】 ・避難勧告の意味が住民に理解されていないおそれがある。  【課題6】 ・深夜や早朝における避難勧告発令のタイミングの見極めが難しい。

現状の水害リスク情報や取組状況の共有

①安全な避難行動のための取組

項目	気象台	岩手県	宮古市	大船渡市	久慈市	陸前高田市	釜石市	住田町	大槌町	山田町	岩泉町	田野畑村	普代村	野田村	洋野町	課題
住民等への情報伝達の体制や方法	・現象ごとに警戒期間や注意期間等を付加した気象警報等を発表し、ホームページ等で周知している。	・「岩手県河川情報システム」により雨量や水位の情報を提供している。 ・岩手県地域防災サポーターを派遣し、住民の防災意識向上に向けた取組を行っている。 ・県の広報誌等による災害時にとるべき避難行動の周知を行っている。	下記手段で情報伝達を行っている。 ・防災行政無線(電話確認可能) ・緊急速報メール ・防災ラジオ ・コミュニティFM ・SNS ・ホームページ ・消防・消防団	・下記手段で情報伝達を行っている。 ・防災行政無線(屋外拡声子局及び戸別受信機) ・緊急速報メール ・ホームページ ・SNS(Twitter、地域のみ) ・独自SNS)) ・コミュニティFM	下記手段で情報伝達を行っている。 ・防砂行政無線 ・緊急速報メール ・登録制メール ・SNS(Twitter、Facebook) ・ホームページ ・広報車 ・アラート 等により情報伝達を行っている。	下記手段で情報伝達を行っている。 ・防災行政無線 ・緊急速報メール ・登録制メール ・SNS(Facebook、Twitter) ・ホームページ ・電話応答サービス ・また、市内の3河川に監視カメラ、市内2か所に雨量計を設置し、情報収集に活用している。	下記手段で情報伝達を行っている。 ・防災行政無線 ・緊急速報メール(エリアメール) ・いわてモバイルメール ・消防署、消防団による広報	下記手段で情報伝達を行っている。 ・広報車 ・緊急速報メール(エリアメール) ・防災行政無線 ・IP告知端末 ・CATV(河川監視カメラライブ映像) ・消防団 ・ホームページ(SNS) ・エリアワンセグ(一部地域のみ)	下記手段で情報伝達を行っている。 ・防災行政無線 ・ラジオ付き防災行政無線戸別受信機 ・いわてモバイルメール ・緊急速報メール(エリアメール) ・ホームページ ・エリアワンセグ(一部地域のみ)	下記手段で情報伝達を行っている。 ・広報車(建設課道路/パトロールカー、消防署、消防団) ・緊急速報メール ・防災行政無線 ・サイレン ・アラート ・ソーシャルメディア	下記手段で情報伝達を行っている。 ・消防団広報車両 ・消防団戸別訪問 ・IP告知端末 ・緊急速報メール(エリアメール) ・登録制地域メール ・防災行政無線 ・Twitter ・町の情報収集用として独自雨量計を12箇所に設置している。	下記手段で情報伝達を行っている。 ・防災行政無線 ・緊急速報メール等	下記手段で情報伝達を行っている。 ・広報車 ・緊急速報メール ・防災行政無線 ・宅内音声端末	下記手段で情報伝達を行っている。 ・防災行政無線 ・IP告知端末(のんちゃんネット) ・登録制メール ・緊急速報メール(エリアメール) ・デジタルサイネージ ・ホームページ	下記手段で情報伝達を行っている。 ・広報車 ・緊急速報メール(エリアメール) ・登録制メール ・防災行政無線 ・アラート	【課題7】 ・水位や雨量に係る情報の取得方法が十分に浸透していないおそれがある。 ・暴風時など騒音にかき消され防災無線や広報車の放送が届きにくく、住民に情報が届かないおそれがある。 ・数値情報や文字情報では洪水の状況が住民に伝わらず避難行動につながらない恐れがある。
要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施	-	・平成29年度に内閣府等取りまとめた「要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集(水害・土砂災害)」等を活用し、県関係部局が連携しながら、避難計画の作成を促進する。	・浸水想定区域内の施設に避難確保計画の策定等を行うよう通知したほか、策定のための技術的支援を行っており、これまでに5施設から計画が提出されている。	・避難確保計画の策定が義務付けられた施設に、計画作成に向けて周知を図っている。	・避難確保計画の策定が義務付けられた施設への支援体制について整理しているところである。	・対象施設を確認の上、今年度内に地域防災計画の見直しを検討している。	・避難確保計画の策定が義務付けられた施設への支援体制について整理しているところである。	・避難確保計画の策定が義務付けられた施設のうち、非常災害対策計画を作成済みの施設においては避難確保計画に適合するよう指導等を行っていく。また、計画未策定の施設において行政として支援を行っていく。	・避難確保計画の策定状況について、確認しているところである。	・町内全ての要配慮者利用施設に対して制度の説明を実施済み。地域防災計画への指定は平成30年3月となるが、指定予定の施設については、平成29年度中の避難確保計画策定に向けて取り進めている。	・避難確保計画の策定が義務付けられた施設が無い状況であるが、毎年各施設で避難訓練を実施している。	・対象施設を確認中であるが、施設ごとの訓練のほか、町の防災訓練にも参加している。	・避難確保計画の策定が義務付けられた施設が無い状況であるが、毎年各施設で避難訓練を実施している。	・避難確保計画の策定が義務付けられた施設への支援体制について整理しているところである。	【課題8】 ・要配慮者利用施設が円滑に避難確保計画を策定できるよう、行政の支援体制の確立が必要である。	
浸水実績等の周知	-	・平成28年の台風第10号の浸水実績についてホームページで公表している。	・今年度刷新するハザードマップでは、平成28年の台風第10号の浸水範囲を併せて表記する予定である。	・水位周知河川の基準水位の見直しの際、危険箇所とされる地域において、住民説明会を開催し周知を図っている。	・平成23年に作成した洪水ハザードマップにて近年の浸水箇所を掲載し、周知している。	・ハザードマップ作成に際し、住民との意見交換会を行い、聞き取った浸水実績を表示している。	・洪水土砂災害のハザードマップに住民のワークショップでの聞き取りによる浸水実績を表示している。	・浸水想定区域は全戸に配布した防災マップに記載しているが、浸水実績については調査等行っていない。	・当町では、今年度(平成29年8月)、「大槌町防災マップ」を作成し、全戸配布を行い、住民に対して周知を行っているが、近年の豪雨による浸水箇所については掲載されていない。	・平成22年3月に浸水想定区域図を作成・配布し、住民に周知を行っている。	・台風第10号災害を踏まえて、今後、防災マップの見直しを予定している。見直し前は、県公表内容を町ホームページにおいても掲載する。	・浸水実績等の調査を行い、周知を図っていく予定である。	・「防災マップ」を全戸配布しているが、豪雨災害等の浸水箇所については掲載していない。普代川が水位周知河川になる予定であり、掲載を検討したい。	・浸水実績等の調査を行い、広報誌等により周知している。	・浸水実績等の調査等行っていない。	【課題2】 ・大規模な洪水に対応した避難場所や避難経路の見直しが必要である。また、避難場所や避難経路について、住民への周知が十分でないおそれがある。

現状の水害リスク情報や取組状況の共有

②地域防災力を維持・継続・強化するための取組

項目	気象台	岩手県	宮古市	大船渡市	久慈市	陸前高田市	釜石市	住田町	大槌町	山田町	岩泉町	田野畑村	普代村	野田村	洋野町	課題
住民に対しての水防意識の強化に向けた取組	・市町村等が主催する講演会や研修会等に講師を派遣し、気象防災等に係る講義を行っている。	・水位周知河川や洪水浸水想定区域の制度の周知や、メールの登録促進を図るため、PRチラシを作成し、各種会議等で配布している。	・毎年8月に実施する総合防災訓練では、防災関係機関や自主防災組織の参加のもと、水防訓練を実施し、住民の水防意識の高揚を図っている。 ・町内会等が実施する防災訓練において水害への対応について啓発を行っている。 ・一町内会一防災士を目標に防災士の養成を実施した結果、300人を超える防災士が各地域に点在しており、それぞれの防災士が地域防災のリーダーとして住民の意識啓発、防災行動力の強化に取り組んでいる。	・水位周知河川の危険箇所地域において、避難勧告等の発令や避難所の解説などについて説明会を開催している。	・ハザードマップの全世帯配布している。 ・町内会や自主防災組織に対し、防災講話講師派遣を行っている。	・出前講座や自主防災組織リーダー研修会を実施している。	・出水期前に複数の地域で洪水、土砂災害避難訓練を実施している。 ・出前講座等を使い、自主防災組織等に防災講座等を行っている。 ・地域住民等を対象に防災士養成講座を開催している。	・危険区域や浸水想定区域を記した防災マップを全戸配布している。 ・ホームページでハザードマップを公開している。 ・隔年で実施している町の総合防災訓練で、ハザードマップを活用した避難訓練を実施している。	・広報紙に水防災に係る啓蒙記事を掲載している。	・町主催の総合防災訓練に水防に関する内容も盛り込んで実施している。 ・団体等からの要請に応じて防災出前講座を実施している。	・年1回の広報いわずみ防災特集における意識高揚を図っている。 ・出前講座として、町職員の防災士研修及び盛岡気象台の講座をメニュー化している。 ・町総合防災訓練＋地区自主防災協議会独自訓練の実施を行っている。	・水防災を含め自主防災体制の強化を図り、自助・共助で地域を守るよう意識啓発に努めている。 ・自主防災組織の結成促進を働きかけている。	・防災講演会の開催や広報紙に水防の啓発記事を掲載している。	・村主催の防災訓練において地震津波避難訓練を実施し、津波災害時等の避難場所の確認や防災意識の高揚を図っている。 ・今後は、近年の多種多様な災害に合わせた訓練も実施していきたい。	・今後、広報紙に水防意識強化に係る記事の掲載を検討したい。	【課題9】 ・地震・津波に比べて、水防災に関する防災訓練の回数少ないため、洪水や避難に関する住民意識が低い。
水防訓練の充実	-	・水防演習を実施。(葛巻町は単独、八幡平市・岩手町は盛岡広域で合同開催)	・毎年8月に実施する総合防災訓練では、防災関係機関や自主防災組織の参加のもと、水防訓練を実施している。	・毎年、地震・津波を想定した防災訓練を実施しているが、水防訓練は実施していない。	・水防団について、年1回、久慈広域で訓練を行っている。	・年1回、水防演習を実施している。	・水門点検や、町内会単位で洪水土砂災害防災訓練を実施している。	・2年前の町総合防災訓練で洪水を想定した水害防御訓練を実施。今後も機会をとらえながら実施していく。	・津波災害を想定した訓練がメインとされていて、大雨による水害を想定した訓練が実施出来ていないため、今後は訓練を実施していくよう検討していく。	・3年に1回、川が氾濫したことを想定した訓練を実施している	・総合防災訓練を実施している。	・通常の訓練の中で水害に対応した訓練を実施している。	・これまで、水害を対象とした訓練は実施していない	・大雨による浸水、洪水を想定した訓練は実施していない状況である。	・久慈広域消防本部主催の水防訓練に毎年数十人程度の団員を参加させている。	【課題9】 ・地震・津波に比べて、水防災に関する防災訓練の回数少ないため、洪水や避難に関する住民意識が低い。  【課題11】 ・水防団員の減少や高齢化等により、地域の水害リスクの情報共有や水防技術が伝承されないおそれがある。
学校教育現場に対しての水防意識の強化に向けた取組	・岩手県教育委員会の学校防災アドバイザー派遣事業に参画し、小中高の児童・生徒や教職員に対し気象災害や防災気象情報等に関する出前講座を行っている。	・小学生を対象とした水防災に関する課外授業を実施している。 ・平成26年度に大雨・洪水をテーマとした防災教育教材を岩手大学と連携して作成するとともに、本教材が学校現場で効果的に活用されるよう、県教育委員会との共催により、防災教育教材活用研修会を開催している。	・各小中学校では、避難訓練を年に1回以上実施している。 ・水害に係る出前講座を実施している。	・小中学校から防災学習会の依頼があった際、地震、津波と併せて、近年、頻発している水害や土砂災害についても説明するようにしている。	・学校からの依頼により水害についての出前講座を行っている。	・児童・生徒に対して、出前講座を実施している。 ・水防災に特化したものではないが小中学校教職員を対象とした防災教育実践発表会を開催し、各校の実践を共有している。	・出前講座等での防災講話で洪水、土砂災害にもふれ、市内の危険箇所やいままでの水害等を例に挙げ、防災意識の強化に取り組んでいる。	・1校で災害を想定し、保護者への児童の引き継ぎ訓練を実施した。	・小、中、高等学校を対象に出前講座を実施し、防災教育の推進に取り組んでいる。	・消防署が向うく防火査察や避難訓練時に水防災についても、その重要性について説明している。 ・町内各小中学校の安全担当者研修会を行い意識の向上を図っている。	・総合的学習の時間などを活用して、地区防災マップを作成し、危険箇所の確認、避難路及び避難場所の確認を行っている。	・総合防災訓練に併せて、防災教育や避難行動コミュニケーションなどのワークショップを開催している。	・村の防災訓練に毎年度参加している。今後水防災に係る訓練実施も検討している。	・今後は、村主催の防災訓練に村内の小・中学校を参加させるなど、生徒の防災意識の高揚を図ってきたい。	・今後、河川課等の協力を得ながら水防意識の強化に向けた取り組みを検討したい。	【課題10】 ・小中学生に対して、水防災に係る重要性を教育する機会や、防災訓練を実施する機会が少ない。

現状の水害リスク情報や取組状況の共有

③人命と財産を守る水防活動及び排水活動の取組

項目	気象台	岩手県	宮古市	大船渡市	久慈市	陸前高田市	釜石市	住田町	大槌町	山田町	岩泉町	田野畑村	普代村	野田村	洋野町	課題
水防に関する広報の充実(水防団確保に係る取組)	-	-	・従業員を消防団に入団させた事業所を認証し顕彰する「消防団協力事業所表示制度」を実施している。 ・ホームページに常時募集記事を掲載しているほか、広報誌に団員募集を掲載し団員確保に努めている。	・毎年、消防団だけで、市内全世界への配布、ホームページへの掲載など広報活動を行うとともに、消防フェアなどのイベントを開催し団員募集に努めている。	・団員募集について、広報誌への掲載やポスター掲示を行っている。	・本市水防団は消防団と兼務しており、消防団員の募集を随時行っている。	・現状では特になし。	・本町は消防団が水防団を兼ねていることから、消防団員の確保に努めている。	・消防団と兼務のため企業及び個人に協力を依頼している。また、ポスターを掲示するなどし、消防団への加入募集に努めている。	・役場職員を水防団員(消防団員)とする等、確保に努めている。	・水防団員自らや消防署員を中心に広報活動を行っている。また、「消防団協力事業所表示制度」の実施を行っている。	・消防団が水防を兼ねて充実を図っている。	・消防団が水防を兼ねており、団員確保に努めている。	・当村では、消防団員が水防団員を兼務しているが、人数については、ここ数年は現状維持の状態である。	・本町は消防団が水防団を兼ねていることから、消防団員確保に努めている。	【課題11】 ・高齢化により水防団員の確保が難しい。 ・消防団員に欠員が生じている地区もあり、水防活動に制約が発生している。
水防団への河川水位等に関する情報提供	・各市町村防災部局や消防団等に対し、防災気象情報の伝達に係る補助的な経路として、迅速に当該情報が入手できるように防災情報提供システムのユーザーIDを付与している。	・水位周知河川において河川の水位が基準水位に到達した場合に、FAX等により市町村やマスコミ等に水位到達情報の通知している。	・水位周知河川の水位は、消防本部が岩手県河川情報システムで把握し、各分署・分団に消防無線で伝達している。	・災害警戒本部から消防署を通じて、消防団へ情報伝達を行っている。(電話、消防無線等)	・災害対策本部(災害警戒本部)から消防団へ連絡を行っている。	・水防団と消防本部で相互に連絡を取り、情報共有を図っている。	・消防団へは消防本部通信指令センターから消防無線及び電話等での連絡になっている。	・災害対策本部から関係機関、消防団へ情報伝達を行っている	・消防課より、消防団に移動系無線を用いて連絡を行う。	・災害警戒本部から直接防災メールを利用し、消防団幹部へ連絡している。	・次の方法による配信元:消防署(常備消防) 配信方法:固定電話+携帯電話+登録制メール 防災行政無線(移動系) 配信元:総務課 配信方法:登録制防災メール	・災害対策本部から消防署を経由し消防団へ移動系無線及び電話等を行っている。	・災害対策本部から関係機関、消防団への情報伝達を行う。	・災害対策本部から消防署を経由し消防団へ水位周知等を行っている。	・消防団(水防団)からの警戒パトロールなどで得た水位情報を災害対策本部に提供してもらっている。	【課題12】 ・水防団全員に必要な情報が伝達されないことがある。
水防訓練の充実(再掲)	-	・水防演習を実施。(葛巻町は単独、八幡平市・岩手町は盛岡広域で合同開催)	・毎年8月に実施する総合防災訓練では、防災関係機関や自主防災組織の参加のもと、水防訓練を実施している。	・毎年、地震・津波を想定した防災訓練を実施している。	・水防団について、年1回、久慈広域で訓練を行っている。	・年1回、水防演習を実施している。	・水門点検や、町内会単位で洪水土砂災害防災訓練を実施している。	・2年前の町総合防災訓練で洪水を想定した水害防御訓練を実施。今後とも機会をとらえながら実施していく。	・津波災害を想定した訓練がメインとなっていて、大雨による水害を想定した訓練が実施出来ないため、今後は訓練を実施していくよう検討していく。	・3年に1回、川が氾濫したことを想定した訓練を実施している	・総合防災訓練を実施している。	・通常の訓練の中で水害に対応した訓練を実施している。	・これまで、水害を対象とした訓練は実施していない	・大雨による浸水、洪水を想定した訓練は実施していない状況である。	・久慈広域消防本部主催の水防訓練に毎年数十人程度の団員を参加させている。	【課題9】 ・地震・津波に比べて、水防災に関する防災訓練の回数少ないため、洪水や避難に関する住民意識が低い。  【課題11】 ・水防団員の減少や高齢化等により、地域の水害リスクの情報の共有や水防技術が伝承されないおそれがある。
河川の巡視区間	-	・重要水防箇所を中心に巡視を行っている。	・重要水防箇所を中心に巡視を行っている。 ・水位上昇時には、建設課、消防署、消防団が連携し、重要水防箇所・土砂災害警戒区域などの確認を行っている。	・消防署、消防団等が警戒巡視を行っている。 ・岩手県河川情報システムにより水位の監視を行っている。	・出水時に河川を巡回している。(消防団で担当区間を設定している)	・重要水防箇所を中心に巡視を行っている。	・消防署、消防団等が警戒巡視を行っている。 ・岩手県河川情報システムやにより水位を監視している。	・消防団が管轄する河川を巡視している。	・水防担当区域を担当する分団において、必要な人員と消防車両を出動させ警戒にあたっている。	・災害警戒本部と消防団が河川巡視パトロールを行っている。	・消防団が水門の操作や河川の巡視を行っている	・消防分署、消防団で河川の巡視を行っている。	・河川の増水時には、村職員、消防署、消防団で確認を行っている。	・河川増水時には、岩手県河川情報システムや消防団の巡視により水位を確認している。	・消防団(水防団)受持ち区間について巡視している。	【課題13】 ・夜間の巡視などは危険があるため、安全に水位を確認できる体制が必要である。
水防資機材の整備状況	-	・水防倉庫にスコップ、のこぎり、かま、土のう、丸太、木杭、ビニールシート、ロープなどの水防資機材を備蓄している。	・水防倉庫にスコップ、ツルハシ、おの、のこぎり、かま、掛矢、一輪車、なた、ハンマー、杭木、縄、ビニールシート、葎、竹、鉄線、土のうなどの水防資機材を備蓄している。	・排水ポンプ、発電機、土のう、シート、スコップ等を備蓄している。	・土のう、シート、木杭、スコップ等の水防資機材を市内2カ所に備蓄している。	・水防倉庫に、スコップ、掛矢、とび口、万年土のう、ロープ、ソフトロープ、シートなどの水防資機材を備蓄している。	・消防庁舎に完成している土のうが約400個あり、土のう袋は約4000枚近く保有している。	・必要な水防資機材を備蓄している。	・町の水防倉庫が東日本大震災津波で流されて以降未整備となっている。 ・分団単位で水防用砂等を備蓄している。	・水防倉庫にスコップ、発電機、ビニールシート、チェーンソー、土嚢袋などの水防資機材を備蓄している。	・水防倉庫に水防資機材を備蓄している。	・土のう、シート、木杭、スコップ等の水防資機材を備蓄倉庫や屯所に整備している。	・台風第10号災害の教訓を生かし、水防資機材の整備(土のう等)を図っている。	・水防倉庫に土のう、スコップなどの水防資機材を備蓄している。	・各消防団屯所に土のう、スコップ、発電機、投光器等の水防資機材を備蓄している。	【課題14】 ・大規模水害時には、水防資機材が不足するおそれがあり、また、資材の使用頻度が少ないため、経年劣化の懸念がある。

現状の水害リスク情報や取組状況の共有

③人命と財産を守る水防活動及び排水活動の取組

項目	気象台	岩手県	宮古市	大船渡市	久慈市	陸前高田市	釜石市	住田町	大槌町	山田町	岩泉町	田野畑村	普代村	野田村	洋野町	課題
市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩手県災害時業務継続計画(本庁舎版)において、県庁舎の使用が不可能となった場合の災害対策本部機能を「盛岡地区合同庁舎」、「エスポワールいわて」、「アイーナ」のいずれかに設置することとしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波・洪水が発生しても業務が継続できるように設計した新庁舎を建設しており、30年7月に竣工予定である。</li> <li>・災害拠点病院の県立宮古病院は、浸水等の危険のない位置に立地している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎及び県立大船渡病院は、いずれも高台に位置しており、水害の影響はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部を市役所に設置するが、市役所が使用不可能な場合は、久慈市防災センターに設置する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎が被災した場合の代替施設等に係る計画を策定している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災計画において、市庁舎が災害により業務の実施が困難となった場合もしくは、被災が予測される場合の代替施設は釜石消防署庁舎としている。</li> <li>・地域防災計画において、災害拠点病院が被災地内にある場合など傷病者の受入れが困難な場合には、ほかの地域災害拠点病院へ広域搬送を行うなど状況に応じた対応ができるよう、災害拠点病院間で連携を図るものとしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎が使用できない場合は、保健福祉センター、農林会館を使用することを地域防災計画で規定している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎が被災した場合は、代替施設の中央公民館を災害対策本部とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役場庁舎は東日本大震災時に津波で一部浸水したものが、規模は維持されている。</li> <li>・防災拠点(県立山田病院)は、高台へ移転している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役場庁舎(災害対策本部を設置する庁舎)及び災害拠点病院の済生会岩泉病院は、浸水等の危険は無い位置にある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎が被災した場合は、代替施設の中央防災センター、アズビィ楽習センターを災害対策本部とするよう定めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎が被災した場合は代替施設を設定しているが、近年の災害状況を踏まえ見直し予定である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎が被災した場合は順位を決め代替施設を設定している。</li> <li>・重要設備の耐水性は概ね確保できている状況である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎が被災した場合に備え洋野消防署を災対本部の代替施設として設定している。</li> <li>・重要設備の耐水性は概ね確保できている状況である。</li> </ul>	<p>【課題15】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎が被災した場合の代替施設において非常用電源等が整備されていない。</li> <li>・大規模水害時には排水施設等の機能の低下、停止する懸念がある。</li> </ul>
排水施設、排水資機材の操作・運用	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水門等の施設の操作について市町村と管理協定や委託契約を締結している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路冠水に対応するための排水ポンプは、7台(仮設を除く。)が設置されており、そのほとんどは設置から10年以上が経過している。</li> <li>・浸水対策として、現在3箇所雨水ポンプ場の整備を進めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路冠水に対応するための排水ポンプ1台あり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排水施設は排水ポンプの設置について、対応計画を作成し運用している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水排水は、旧気仙中学校付近を除き自然勾配により排水される。</li> <li>・設置されている排水ポンプ施設の運転管理は、委託し降雨時の対応を行っている。</li> <li>・高田ポンプ場には自家発電装置が設置してある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鈴子地区ポンプ場のみ稼働している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防団に配備している自動車ポンプ、小型動力ポンプで対応している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水排水ポンプ場(3ヶ所)の操作マニュアルを作成している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川水門など各施設の操作規則を定めている。</li> <li>・河川水門の操作方法の確認を水防団(消防団)と現地にて確認を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防系車両ポンプ、小型ポンプのみとなっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水門、樋門、排水ポンプなど各種施設の維持管理及び操作を消防団等へ委託している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防車両ポンプ、小型ポンプのみになっている。今後必要性も含めて検討していきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水門、樋門、排水ポンプなど各種施設の維持管理及び操作を消防団等へ委託している。</li> <li>・河川水門等の維持管理及び操作を消防団へ委託している。</li> </ul>	<p>【課題15】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎が被災した場合の代替施設において非常用電源等が整備されていない。</li> <li>・大規模水害時には排水施設等の機能の低下、停止する懸念がある。</li> </ul>	

○概ね5年で実施する取組

別紙ー2

具体的取組	課題の対応	目標時期	盛岡地方 気象台	岩手 県	宮古 市	大船 渡市	久慈 市	陸前 高田 市	釜石 市	住田 町	大槌 町	山田 町	岩泉 町	田野 畑村	普代 村	野田 村	洋野 町	
1)ハード対策の主な取組																		
■洪水氾濫を未然に防ぐ対策																		
・堤防整備、河道掘削等 ・河川の適切な維持管理(河道掘削、立ち木伐採)	課題1	継続実施		◎														
■河川管理施設の治水機能を正常に保ち、有効に活用する取組																		
・ダムなどの適切な維持管理や効果的な操作、樋門・樋管のフラップ化等の無動力化	課題1	継続実施		◎														
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備																		
雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備の強化 (水位計・危機管理型水位計・水位監視カメラの増設等)	課題7、13	H29年度から 5年間		◎														
・住民への情報伝達体制の充実(防災行政無線戸別受信機、防災ラジオの配布等)	課題7	継続実施			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
・水防活動を支援するための水防資機材等の配備・強化	課題14	継続実施		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
・浸水域における防災拠点施設や排水施設の耐水性の確保・非常用電源の整備等	課題15	継続実施		○	◎	—	◎	○	—	—	◎	○	○	◎	○	◎	—	
2)ソフト対策の主な取組																		
①安全な避難行動のための取組																		
○水害リスクに関する情報提供等の充実																		
・想定最大規模の降雨による水害リスクの公表(洪水浸水想定区域、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域)	課題3	H29年度から 5年間		◎														
・水害リスクや避難に関する情報の住民周知(浸水実績図、ハザードマップの作成、防災情報入手のサポート等)	課題3、7	継続実施		◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	◎	◎	○
・大規模な洪水災害に対応した避難場所、避難経路の設定や、避難誘導看板・洪水痕跡等の表示	課題2	H29年度から 順次実施			○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○
・水位周知河川の指定拡大	課題7	H29年度から 5年間		◎														
・水害対応タイムラインの作成	課題6	H29年度から 順次実施		○	◎	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○住民自らが避難行動を行うために必要な情報提供の充実																		
・洪水に関する各種情報(水位情報、避難情報等)の発信、避難勧告に係る住民への理解促進	課題5、7	継続実施		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
・近年の局地化・集中化・激甚化する雨の降り方に対応した防災気象情報の提供	課題7	継続実施	◎															
②地域防災力を維持・継続・強化するための取組																		
○PDCAサイクルを取り入れた自助・共助・公助の連携																		
・避難勧告に着目した住民参加の実践的な訓練の実施	課題5、9	継続実施		◎	○	◎	○	○	◎	○	○	◎	◎	○	○	◎	○	
・要配慮者利用施設等の避難確保計画の作成及び訓練の実施・促進	課題8	H29年度から 5年間		◎	◎	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
・隣接市町村との情報共有・連携(広域避難体制等)	課題2	H29年度から 順次実施			○	○	○	○	—	—	○	○	○	○	—	◎	○	
○正しい知識の周知・定着																		
・自主防災組織や地域住民を対象とした、水害リスクや防災に関する知識の普及(説明会、出前講座の実施等)	課題5、9	継続実施	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○
・教育関係者と連携した、児童・生徒等を対象とした防災に関する知識取得の強化(出前授業の実施、指導計画の共有等)	課題10	継続実施	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	○	○	○
③人命と財産を守る水防活動及び排水活動の取組																		
・水防団や地域住民への、洪水に対するリスクが高い箇所の確実な伝達(重要水防箇所合同巡視、共同点検等)	課題7、12	継続実施		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
・水防体制の確保、強化を図る継続的な取組と新たな手法の導入 (水防団等の募集・指定の促進、地域の事業者による水防実施体制の検討・構築等)	課題4、11	継続実施			○	◎	◎	◎	—	○	◎	◎	○	◎	○	○	◎	
・より的確な人命と財産を守るための情報の積極的な提供(水防団等及び水防団等同士の連絡体制の再確認、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の情報共有・伝達体制・伝達方法、排水機場・樋門・水門等の情報共有等)	課題12	継続実施			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
・関係機関が連携した一体的な実働訓練の実施(水防訓練、操作訓練、排水訓練)	課題9	継続実施		◎	◎	○	◎	◎	◎	—	○	◎	○	◎	○	○	◎	
・関係機関が有する水防資機材の情報共有	課題14	H29年度から 順次実施		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

◎:実施中、○:今後実施・検討、—:未定